二十六　百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は同令第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあっては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）　［新設］

二十七　人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する次のいずれかの技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

ロ　機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）に係るもの

ハ　機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るもののうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの